

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業者支援

所管省庁等：経済産業省・総務省

県主管課：産業労働部 経営改革課 創業・ベンチャー支援 G ☎ 0776-20-0378

★ 事業主体

創業支援等事業者、市町、創業者
(市町が策定し国の認定を受けた計画に基づき、創業支援等を行う支援機関を国が支援)

★ 事業の目的および概要

地域における創業とそれによる地域経済の活性化を推進していくため、産業競争力強化法に基づき、地域の創業を促進させる施策として、市町が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組みを応援することとしている。

そこで、市町と地域の創業支援等事業者が連携して作成した創業支援等事業計画を国が認定し、計画に基づき、創業支援等事業者が行う創業支援等事業を国が支援する。

★ 対象とする要件等

国が認定した創業支援等事業計画に基づく創業支援

★ 財政支援措置

- 認定連携創業支援等事業者（商工団体等の民間事業者）向け
 - ・信用保証（8,000万円までの無担保保証）
- 市町向け
 - ・地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）
 - …地域金融機関から融資を受けて事業化する場合の初期投資への補助（上限原則2,500万円）
 - ・特別交付税措置
 - ①ローカルスタートアップによる事業立ち上げの推進
 - …ローカルスタートアップによる事業立ち上げへの補助（総事業費×0.8× α （1.0～0.5））
 - ②ローカル10,000プロジェクトの推進
 - …地域密着型事業の創業に係る初期投資への補助（上限5,000万円×0.5× α （1.0～0.5））
 - ・地域資源活用出資債
 - …地方公共団体が地域金融機関と共同で出資する場合の起債償還金利子への補助（充当率：90%、措置率：償還金利子×0.5× α （1.0～0.5））
 - ・ふるさと起業家支援プロジェクト
 - …ふるさと納税を活用した創業の初期投資への補助（上限2,500万円×0.5× α （1.0～0.5））
- 特定創業支援等事業を受けた創業者向け
 - ・登録免許税の軽減、創業関連保証・新創業融資制度・新規開業支援資金の要件緩和

★ 留意事項等

事業計画の認定申請は近畿経済産業局産業部創業・経営支援課へ行う（県は経由しない）

オフィス誘致補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：産業労働部 成長産業立地課 立地支援 G ☎ 0776-20-0375

★ 事業主体（補助対象者）

県外事業者のサテライトオフィス開設・運営にかかる経費を支援する制度を有する市町

★ 事業の目的および概要

地方への事業展開に関心を示す都市圏等の企業を本県へ呼び込むため、サテライトオフィスの開設・運営にかかる経費を市町とともに支援する。

★ 対象とする要件等

補助対象者：支援制度を有する市町

補助対象企業：県内に新たにオフィスを設置・新增設（事業開始10年以内）する県外事業者

対象業種：オフィス（IT関連事業、事務系事業）

補助要件：操業開始から1年以内に3名以上（UIターン者のみの場合、1名以上）雇用すること、5年以上事業継続すること

★ 財政支援措置

補助対象経費：土地建物の取得・改修、土地建物の賃借、事務機器等の取得・賃借、通信回線使用料、UIターン新規雇用、子育て世帯（UIターン者）雇用、住居賃借料（UIターン者）

補助率	通信回線使用料以外	50%	（負担割合：県50%、市町50%）
（県外事業者）	通信回線使用料	100%	（負担割合：県100%）
	UIターン新規雇用	30万円/人	（負担割合：県100%）
	子育て世帯雇用	50万円/人	（負担割合：県100%）
	住居賃借料	50%	（負担割合：県100%）

※市町の県外事業者への補助金額のうち、上記県負担割合を市町へ補助

補助上限：1,500万円（3年間）※1名以上の場合は、750万円（3年間）
（県外事業者）（土地建物の取得・改修、土地建物の賃借、事務機器等の取得・賃借、通信回線使用料）

270万円（UIターン新規雇用・3年間）

450万円（子育て世帯雇用・3年間）

180万円（住居賃借料12ヵ月）

★ 留意事項等

- ・オフィス設置や補助金申請にあたり、市町および県への事前の協議が必要
- ・オフィス設置等の後、事業開始や新規雇用の実績などを確認の上、補助金交付

被災商店街等復興にぎわい創出事業

所管省庁等：経済産業省、中小企業庁

県主管課：産業労働部 商業・市場開拓課 商業・サービス業 G ☎ 0776-20-0369

★ 事業主体

福井県内に所在する商店街等組織※および商店街等組織と民間事業者の連携体
※商店街等を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

★ 事業の目的および概要

令和6年能登半島地震の影響を受けた商店街等が実施するにぎわいを創出するための取組みを支援

★ 対象とする要件等

令和6年能登半島地震による災害の影響により、当該災害の後にける歩行者通行量、売上が災害の前に比べて減少しており、にぎわいを創出することが必要と認められる商店街等において、事業主体が実施するにぎわい創出のためのイベント等の事業

★ 財政支援措置

(1) 補助率

- ・直接的な被害を受けた商店街等組織：定額（10／10）
 - ・間接的な被害を受けた商店街等組織：2／3
- ※定額での申請の場合、被災したことを証する書類（罹災証明書、被災状況を示す等）の提出が必要

(2) 補助上限額（下限額）

- ・上限額：100万円（下限額：30万円）
- ・連合体組織（商店街振興組合連合会、複数の商店街を包含する商工会等）は、「100万円×連合体下で事業を実施する商店街等組織の数」

(3) 財源

- ・国10／10
- ※中小企業庁 令和5年度予備費「地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）」の関節補助事業として、県から補助を実施

★ スケジュール

(1) 応募期間

4月19日（金）まで ※事業主体→県商業・市場開拓課→近畿経済産業局

(2) 審査・採択

4月中旬以降、応募順に随時実施

(3) 事業期間

6月1日～令和7年3月19日

※1次締切、2次締切は募集終了しており、上記のスケジュールは3次締切のもの
3次締切以降の公募については、国の追加公募にあわせて実施予定

おもてなし産業魅力向上支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：産業労働部 商業・市場開拓課 商業・サービス業 G ☎ 0776-20-0369

★ 事業主体

中小企業者、企業組合、NPO法人

★ 事業の目的および概要

北陸新幹線県内開業や中部縦貫自動車道全線開通等に向けた観光客の受入れ態勢整備のために、中小企業者等が行う事業用建物の増築・改装および設備の導入等の取組みを支援

★ 対象とする要件等

主に観光客に対して商品・サービスを提供する創業1年以上の中小企業者、企業組合、NPO法人が行う下記の取組みに対して支援

- (1) 事業用建物の増築・改装、設備の導入
- (2) 体験施設用建物の新築・増築・改装および設備の導入

※ (2) については、建物の新築・増築・改装を伴わない設備のみの導入は対象外

★ 財政支援措置

補助率：事業費の2/3以内
補助上限：300万円

★ 留意事項等

事業の募集は公益財団法人 ふくい産業支援センターが実施する。
(令和6年4月下旬募集開始予定)

★ 過去の事例等

平成30年度：31社
令和元年度：30社
令和2年度：32社
令和3年度：27社
令和4年度：20社
令和5年度：21社

海外展示会等出展支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：産業労働部 国際経済課 海外展開G ☎ 0776-20-0366

★ 事業主体

福井県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等

★ 事業の目的および概要

海外展示会等への出展経費に対する補助を通して出展を後押しすることにより、県内企業に海外バイヤーとの商談の機会を提供し、海外への販路開拓にチャレンジする県内企業を支援

★ 対象とする要件等

補助対象事業：海外の展示会や見本市、商談会等への出展

補助対象期間：令和6年4月1日から令和7年2月28日までに開催される展示会や見本市、商談会等で同期間内に経費支払が完了していること
※令和6年4月1日よりも前に請求・支払済の経費は対象外

★ 財政支援措置

補助率：1/2

補助上限：30万円

ただし、3社以上の企業グループでの出展の場合、上限額120万円

★ 留意事項等

他の補助金との重複申請は不可

★ 過去の事例等

令和5年度：11社